

船橋市市民協働モデル事業実施要綱

平成20年5月12日施行 協第25号

平成26年4月1日一部改正 協第297号

平成28年4月1日廃止 協第260号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民協働の理解の促進と風土の醸成を目指すものとして、船橋市(以下「市」という。)と市民活動団体(以下「団体」という。)が取り組む「市民協働モデル事業」(以下「モデル事業」という。)に関し、必要な事項を定める。

(対象となるモデル事業)

第2条 モデル事業の対象となる事業は、公益性・社会貢献性の効果、行政補完性の効果若しくは市民満足度の高まる効果が期待でき、かつ具体的な成果又は仕組みが創出される取組みで、次に掲げるいずれかの要件を備えているものとする。

- (1) 市政において確立されていない事業、又は所掌されていない領域の取組みであること
- (2) 市民協働の役割分担が明確かつ実現可能な取組みであること
- (3) 新規性、アイディアに優れ、社会的有用な取組みとして新たな効果が期待できること

(実施期間)

第3条 モデル事業として実施する期間は、単年度を原則とする。ただし、次の各号の要件に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 第6条第1項に基づくモデル事業の実施に係る協議において単年度を超える期間とすることが必要と判断された場合
- (2) 第8条に基づくモデル事業の評価において、期間の延長が必要と判断された場合
- (3) 前2号にかかわらず、市長が期間の延長を必要と判断した場合

(団体の要件)

第4条 市との協働によりモデル事業に取り組むことのできる団体は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内で営利を目的としない公益活動を行っていること
- (2) 計画的かつ継続的に活動を行っていること
- (3) 広く市民に開かれた活動を行っていること
- (4) 公序良俗に反する活動を行っていないこと
- (5) 法令に反する活動を行っていないこと
- (6) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反することを主たる目的とする活動を行っていないこと
- (7) 暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと
- (8) 市長が適当でない判断する活動を行っていないこと

（モデル事業の実施等）

- 第5条** 市長は、市民、団体、事業所管課から提案のあった事業のうち、第2条の規定を満たした取組みで、事業内容、性質又は目的等を踏まえモデル事業として推進することが必要と認める場合には、モデル事業の推進にふさわしい能力を有する特定の団体に対して市民協働モデル事業提示書（第1号様式。以下「提示書」という。）により事業概要を提示するものとする。
- 2 前項の提示書を受け、モデル事業に取り組もうとする団体は、市民協働モデル事業実施計画書（第2号様式。以下「実施計画書」という。）を提出するものとする。

（協定の締結等）

- 第6条** 市長は実施計画書の提出があったときは、モデル事業の実施に係る協議を関係機関を交えて行い、協議成立をもって市民協働モデル事業協定書（第3号様式。以下「協定書」という。）を、市長と団体の代表者との間で締結するものとする。
- 2 協定書の実施内容に変更があり、締結事項を見直す必要があるときは、市長と団体の代表者は改めて協定書を締結するものとする。
- 3 団体は、市の指導、助言により実施内容に関する改善、中止その他の必要な措置を求められた場合は、これに従わなければならない。
- 4 団体は、団体の都合により実施内容の変更、中断又は廃止するときは、届出書（第4号様式）を提出するものとする。

（費用負担等）

- 第7条** 市が負担するモデル事業に係る事業経費は、予算の範囲内において、1事業あたり30万円未満とする。
- 2 市が負担する対象経費は、当該モデル事業に直接必要となる経費（旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、謝金、保険料、事業実施のための人件費算定基準に基づく人件費等（別表））とし、財産の取得等に係る経費は対象としない。

（モデル事業の評価）

- 第8条** 団体は、モデル事業終了時に市民協働モデル事業チェックリスト（第5号様式）を市に提出し、これに基づき団体と市は、モデル事業の効果や目的達成状況についての評価を行うものとする。

（市民協働の促進、周知等における市の役割）

- 第9条** 市は、モデル事業の提案・相談段階及び事業実施段階にかかわらず協働のパートナーとして目的を果たす意識を持ち、モデル事業終了後も市民協働がもたらす多角的な効果の持続と発展的な成果が得られるよう、創意工夫をもって努めるものとする。
- 2 市は、必要によりモデル事業の取組みを市民に広く周知し、市民協働の意識の高揚を図るものとする。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月12日より施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日付けで廃止する。

別表 事業実施のための人件費算定基準

人件費単価

1時間当たり単価上限	当該年度における 船橋市一般職非常勤職員の時給単価
------------	------------------------------

人件費割合

対象経費に対する割合上限	70%
--------------	-----

(第1号様式)

市民協働モデル事業提示書

船 協 第 号
平成 年 月 日

船橋市長

平成 年度市民協働モデル事業として、協働で取り組むことについて、下記のとおり提示します。

記

事業名称	
事業概要	
備 考	

【問合せ・連絡先】

船橋市役所市民生活部市民協働課
〒273-8501（住所不要） Tel.047-436-3201
e-mail shiminkyodo@city.funabashi.lg.jp

(第2号様式)

市民協働モデル事業実施計画書

平成 年 月 日

船橋市長 あて

提出者名

所在地

代表者名

平成 年度市民協働モデル事業として、協働で取り組むことについて希望しますので、下記のとおり実施計画を提出します。

事業の名称	
実施内容 (背景及び課題、事業目的、実施事項、成果目標、実施場所等を記載)	
協働による 役割分担	(団体の役割)
	(市の役割)

<p>総事業費 (うち市負担額)</p>	
<p>実施体制 (連携・協力団体等含む)</p>	
<p>事業スケジュール</p>	

※実施内容については、関係行政機関との協議により内容の修正、変更を求める場合があります。
 ※提出にあたっては、次の書類を添付してください。

- (1) 市民協働モデル事業収支予算書 (添付資料 1)
- (2) 団体概要書 (添付資料 2)
- (3) その他必要と認めるもの
 (定款、規約、会則、役員名簿、活動実績、前年度活動報告書 (任意様式)、
 前年度収支決算書 (任意様式) 等)

提出者名

(添付資料1)

市民協働モデル事業収支予算書

平成 年 月 日

区 分	金額 (円)	積算内訳	備考
【収入】			
市負担分			30万円未満
団体負担分			
収入合計 (A)			
【支出】			
旅費交通費			
通信運搬費			
消耗品費			
印刷製本費			
賃借料			
諸謝金			
保険料			
雑費			
人件費			
その他			
支出合計 (B)			
収支差額 (A) - (B)			

- *市民協働モデル事業にかかる収支をご記入下さい。
- *市が負担する対象経費は、市民協働モデル事業に直接要する経費です。
- *団体事務所の賃借料、光熱水費などの管理費は対象外です。
- *収支差額 (A) - (B) はゼロとなるよう記入して下さい。

支出経費の区分例

通信運搬費 (郵便、電話料、宅配便等に要する経費)
 諸謝金 (講師等の謝礼金)
 人件費 (事業を実施するために必要な団体の人件費)
 印刷製本費 (チラシ等の印刷費、報告書の印刷・製本費)
 賃借料 (会議等の際の会議室使用料、備品借上げ料)

(添付資料2)

団 体 概 要 書

平成 年 月 日

団 体 名	(ふりがな)
所 在 地	〒
代表者氏名	(ふりがな)
連絡者氏名	(ふりがな) 住所 電話 FAX e-mail @
活 動 歴	年 カ月 (平成 年 月 日現在)
会員数 (構成員数)	人
団体の目的	※会則等で確認できる場合は、省略可
主な活動内容	
委託等の実績	※これまでに市や他の行政機関から委託等を受けたことがある場合は、事業名・委託契約先・受託時期を記入して下さい。

市民協働モデル事業協定書

本書は、下記の市民協働モデル事業（以下「モデル事業」という。）を行うにあたり、船橋市（以下「市」という。）と市民活動団体（以下「団体」という。）との間で役割分担及びその他事項を定めるものとして、船橋市市民協働モデル事業実施要綱第6条第1項の規定により下記事項の協定を締結するものである。

記

1. 事業名称：
2. 事業内容：

--

3. 協定事項（役割分担）：

団体の実施事項	市の実施事項

(目的)

第1条 本事業は、市民の豊かな発想と実践の機会を市政に参画、連携することで、地域課題や社会的課題の解決が図られる公益的、社会貢献的活動をモデル事業として実施し、もって市民協働の理解の促進と風土の醸成を図ることを目的とする。

(実施期間)

第2条 本モデル事業の実施期間は、本協定の締結日から当該年度の3月31日までとする。

(役割分担)

第3条 市及び団体は、市民協働モデル事業実施計画書（以下「実施計画書」という。）に記載されている事項及び前記の事業内容及び協定事項を理解し、対等な協力関係のもとで双方に分担された役割を連携しながら実施するものとする。

2 市は、本モデル事業終了後も市民協働がもたらす多角的な効果の持続と発展的な成果が得られるよう、創意工夫をもって努めるものとする。

3 市は、必要によりモデル事業の取組みを市民に広く周知し、市民協働の意識の高揚を図るものとする。

4 団体は、本モデル事業の実施にあたり既得権益を得たものと解してはならない。

5 団体は、市の指導、助言により実施内容に関する改善、中止その他の必要な措置を求められた場合、これに従わなければならない。

(公開の原則)

第4条 本モデル事業に関する事項は、この協定書を含め公開を原則とする。

(事業評価)

第5条 団体は、本モデル事業終了時に市民協働モデル事業チェックリストを市に提出し、市及び団体は、その事業効果や目的達成状況についての評価を行うものとする。

(事業の安全等)

第6条 団体は、本モデル事業を行うにあたり事故の無いよう安全に留意し、法令を遵守し、自己の責任において取り組むこととする。

2 本モデル事業において団体が引き起こした事故及び第三者との紛争については、団体の責任において対処するものとし、市は責を負わないものとする。

3 団体は、本モデル事業により事故等が発生したときは、直ちに市関係課まで報告するものとする。

(協定の変更及び解除)

第7条 本モデル事業実施中にこの協定書の事業内容又は協定事項に変更が生じた場合は、市及び団体の双方で協議し、必要により協定書を変更し再度締結するものとする。

2 市は、市の施策の関係その他の事情によりモデル事業を実施することが困難若しくは不相当と判断したとき、又は団体がこの協定書の内容を履行していないと認められるときは、協定書を解除することができる。

(疑義の解決)

第8条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、市及び団体が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、市及び団体が各々押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

船橋市湊町2-10-25

船橋市

船橋市長

印

所在地

実施団体名

代表者氏名

印

(第4号様式)

平成 年 月 日

船橋市長 あて

所在地
実施団体名
代表者名

市民協働モデル事業（変更・中断・廃止）届出書

下記の市民協働モデル事業を（変更・中断・廃止）したいので、船橋市市民協働モデル事業実施要綱第6条第4項の規定により提出します。

記

1. 事業名称

2. 届出事項の実施日

年 月 日

3. 届出の理由（変更の場合は変更内容。必要により資料を添付すること。）

市民協働モデル事業チェックリスト

項目		主な内容	評価			
			(実施団体による評価)		(市による評価)	
有効性	事業の成果	事業の目標、目的どおりに成果が得られたか。				
	モデル事業としての先進性	新たな成果や仕組みを生み出すなど波及的な効果が得られたか。				
市民理解性	市民参加・協力	本事業を通して市民の理解や参加・協力が得られたか。				
	市民への説明	事業の紹介を積極的に行い、市民に関われた事業であったか。				
実行性	予算・経費の妥当性	市から本事業に充当された費用は、収支予算書に沿って適切に使われたか。				
	実施体制	事業を確実に実施するための適切な体制及び協働関係であったか。				
将来性	発展性	本モデル事業終了後、団体又は市事業としての発展は見込めるか。				
	公共公益性	本事業による成果は公共公益性からみて優れるものであったか。				
	協働の効果	本事業は、行政のみによる施策よりも、協働による取組みの方が有効か。				
<p>総評（団体）※実績のわかる資料と精算書（委託料の充当があった場合）を添付すること。</p>						
<p>総評（市）</p>						